

宮城県公報

令和7年9月24日（水）
定期第634号

目次

告示

- 生活保護法による指定施術者の変更の届出（社会福祉課）
- 保安林の指定の解除の予定（森林整備課）

収用委員会

- 一般国道4号大衡座府事件裁決手続開始決定（収用委員会事務局）

宮城県告示第584号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 50 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨届出があった。

令和 7 年 9 月 24 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | 氏名 | 施術所の名称 | 住所又は施術所の所在地 | 変更年月日 |
|-----|-------|--------------|--------------------------------|----------------|
| 変更前 | 佐藤 一馬 | クレーン整骨院六丁の目店 | 仙台市若林区伊在 1 丁目 8-4 | 令和 7 年 4 月 1 日 |
| 変更後 | | ゆうしん整骨院岩切 | 仙台市宮城野区岩切 3-1-1 カネカビル 2 F 2 号室 | |

宮城県告示第585号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和7年9月24日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 解除予定保安林の所在場所
石巻市鮎川浜清崎山6番2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮城県収用委員会告示第 2 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 45 条の 2 の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

令和 7 年 9 月 24 日

宮城県収用委員会

1 起業者の名称

国土交通大臣 中野 洋昌

上記代理人

東北地方整備局長 西村 拓

2 事業の種類

一般国道 4 号改築工事（大衡道路）及びこれに伴う村道付替工事

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在 宮城県黒川郡大衡村大衡字座府

| 地番 | 地目 | | 地積（㎡） | | 収用しようとする 土地の面積（㎡） |
|--------|----|----|-------|------|----------------------|
| | 公簿 | 現況 | 公簿 | 実測 | |
| 74番136 | 宅地 | 宅地 | 1.84 | 1.84 | 1.84 |

4 土地所有者の氏名及び住所

別紙のとおり

（注）別紙については、当委員会事務局に備え置いて縦覧に供する。縦覧時間は、宮城県の執務時間を定める規則（平成元年 4 月 1 日宮城県規則第 45 号）に規定する県の執務時間とする。

5 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

令和 7 年 9 月 12 日